

租税特別措置(中小企業等の貸倒引当金の特例)の適用状況及び検証状況について

1 検査の背景

(1) 租税特別措置の趣旨及び租税特別措置を取り巻く状況

租税特別措置(特別措置)は、租税特別措置法に基づき、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられている。

平成26年6月に政府税制調査会から報告された「法人税の改革について」によれば、政策税制については真に必要なものに限定する必要があるとされている。この中で、政策税制の見直しに当たっては、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき実施される特別措置の適用の実態の調査(適用実態調査)の結果等を踏まえることとされている。

(2) 貸倒引当金に係る特例の概要

法人税法第52条の規定により、貸倒れ等による損失の見込額として、中小企業、公益法人等、協同組合等、銀行等が損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、政令で定める金額に達するまでの金額(繰入限度額)は、所得の金額の計算上、損金の額に算入することが認められている。^(注1)

(注1) 中小企業 株式会社等の普通法人のうち、資本金(出資金を含む。)の額が1億円以下であるもの。ただし、事業年度終了の時において資本金の額が5億円以上である法人等との間に当該法人等による完全支配関係がある法人を除く。

繰入限度額は、法人の有している金銭債権を、貸倒れ等の事由による損失が見込まれる一定の要件を満たすことにより個別に評価する金銭債権と、それ以外の一括評価金銭債権とに区分して、それぞれの金銭債権について計算することとなっている。

一括評価金銭債権には、売掛金、受取手形等(これらを「売掛債権」と)、貸付金その他これらに準ずる金銭債権がある。そして、一括評価金銭債権に係る繰入限度額は、期末の一括評価金銭債権の合計額(期末一括評価債権額)を基に、次の算式により計算することとなっている。

$$\text{一括評価金銭債権に係る繰入限度額} = \text{期末一括評価債権額} \times \text{貸倒実績率}$$

(注2) 貸倒実績率 次の算式により算出した割合であり、小数点第4位未満を切り上げることとなっている。

$$\text{貸倒実績率} = \frac{\text{前3年内事業年度における貸倒損失等の平均額}}{\text{前3年内事業年度における期末一括評価債権額の平均額}}$$

ただし、中小企業、公益法人等、協同組合等及び人格のない社団等(これらを「中小企業等」)については、一括評価金銭債権に係る繰入限度額を、次の算式のとおり、事業区分ごとに定められた法定繰入率により計算することも認められている(この措置を「繰入率特例」)。

$$\begin{aligned} \text{一括評価金銭債権に係る繰入限度額} &= (\text{期末一括評価債権額} - \text{実質的に債権とみられないものの額}) \times \text{法定繰入率} \end{aligned}$$

さらに、公益法人等及び協同組合等は、その財務基盤を強化することを目的として、一括評価金銭債権に係る繰入限度額について、次の算式のとおり、貸倒実績率又は法定繰入率により計算した場合の繰入限度額のいずれかの110%相当額とすることとなっている(この措置を「割増特例」)。

$$\begin{aligned} \text{一括評価金銭債権に係る割増限度額} &= (\text{貸倒実績率} \text{又は法定繰入率} \text{による繰入限度額}) \times (1 + \text{割増率}) \end{aligned}$$

(3) 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額

売掛債権の貸借対照表価額は、企業会計上、取得価額とされており、消費税法に規定する課税資産の譲渡等に該当する場合は、当該売掛債権は消費税及び地方消費税(消費税等)を含めた価額となっている。したがって、繰入率特例における繰入限度額は、課税資産の譲渡等に該当する売掛債権(課税売掛債権)に係る消費税等に相当する額(仮受消費税相当額)を含む期末一括評価債権額に基づいて算出される。

一方、消費税法第39条等の規定によれば、消費税等の課税事業者が有する課税売掛債権が貸し倒れた場合には、当該課税売掛債権に係る消費税に相当する額は課税標準額に対する消費税額から控除することとされていることなどから、課税売掛債権に係る仮受消費税相当額は損失とはならないこととなっている。

(4) 繰入率特例及び割増特例の適用実績等

繰入率特例については、適用実態調査は行われていない。

割増特例については、適用実態調査が行われており、27年4月1日から28年3月31日までの間に終了した事業年度(27終了事業年度)における適用法人数は8,846法人、適用総額は4577億円となっている。また、財務省は、適用実態調査の結果を基にした27終了事業年度における割増特例に係る法人税の減収額を72億円と試算している。

(5) 関係省庁及び財務省における特別措置の検証

特別措置を特定の政策目的を実現するための手段として位置付けている行政機関(関係省庁)は、税負担の軽減等を行う特別措置のうち、一定の要件を満たす法人税に係る特別措置の期限の延長等に係る政策を決定しようとする場合には、行政機関が行う政策の評価に関する法律(政策評価法)に基づいて政策の事前評価等を行うことが義務付けられている。また、政策評価法によれば、政策効果はできる限り定量的に把握することなどとされており、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」によれば、特別措置等による効果については直接的効果を把握することなどとされている。

このほかに、税制改正要望の際に財務省に提出される税制改正要望書において、関係省庁及び財務省により、特別措置の効果等の検証が行われることとなっている。また、特別措置には、国民の納得できる必要最小限の特別措置であることが要請されていることを踏まえて、関係省庁は、税制改正要望書にこのような要請を満たしているか否かを記載することとなっている。

2 検査の着眼点

本院は、①繰入率特例における繰入限度額は、貸倒実績率等をしんしゃくしつつ、合理的に測定された適正なものとなっているか、②期末一括評価債権額の算出は合理的なものとなっているか、③割増特例は、課税の公平原則に照らして国民の納得できる必要最小限のものとなっているか、④関係省庁である金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(5省庁)並びに財務省における中小企業等の貸倒引当金の特例(貸倒引当金の特例)の検証は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

3 検査の状況

(1) 繰入率特例の適用状況等

ア 法定繰入率と貸倒損失発生率とのかい離の状況等

「会社標本調査」の対象となった内国普通法人を対象として、繰入率特例の適用状況をみたところ、期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している法人のうち、繰入率特例を適用している法人は98.4%となっていた。そして、当該内国普通法人を対象として、事業区分ごとの貸倒損失発生率を算出したところ、全事業区分において法定繰入率が貸倒損失発生率を大幅に上回っていた。

繰入率特例を適用している農業協同組合等のうち、農林水産省から会計実地検査等で提出を受けた資料から貸倒実績率が判明するなどした537法人について、27終了事業年度における貸倒引当金繰入額の損金算入額及び貸倒実績率により算出した繰入限度額を基に、繰入率特例による法人税の減収額を推計したところ、計133億円となった。

さらに、財務省から会計実地検査等で提出を受けた資料によれば、金融庁は信用金庫及び信用組合に係る法人税の減収額は199億円と推計していた。

(注3) 「会社標本調査」の対象　会社標本調査の対象には、公益法人等及び協同組合等は含まれていない。

イ 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額等の状況

27年4月1日から28年3月31日までの間に開始した事業年度における消費税等の課税事業者で所得がある1,494法人について、損失とはならない仮受消費税相当額に係る貸倒引当金繰入額として損金の額に算入されたと見込まれる額を試算したところ、計10億4100万円であり、これを基に推計した法人税の減収額は計2億4668万円となっていた。

ア及びイのとおり、法定繰入率と貸倒損失発生率との間に大幅なかい離があること、期末一括評価債権額に損失とならない仮受消費税相当額が含まれていることなどから、繰入率特例における繰入限度額は合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

(2) 割増特例の適用状況

ア 協同組織金融機関における自己資本比率等の状況

割増特例を適用している協同組織金融機関(割増適用金融機関)1,084法人について、自己資本比率をみたところ全国の銀行の平均値(銀行平均値)である10.7%以上となっている法人が966法人(89.1%)見受けられたり、利益剰余金の額をみたところ「金融業、保険業」の平均利益剰余金の額(平均利益剰余金)である8億8649万円以上となっている法人が901法人(83.1%)見受けられたりなどした。

(注4) 協同組織金融機関 割増特例対象法人のうち、協同組合等であって金融保険業を営む法人である
信用金庫等、信用組合等及び労働金庫等並びに預貯金取扱金融機関である農業協同組合等、漁業
協同組合等及び農林中央金庫

イ e-Taxデータを基に分析した割増適用減税額等の状況

e-Taxデータを基に分析した割増適用金融機関277法人における割増特例の適用による減税額(割増適用減税額)は27終了事業年度で計18億1472万円となっていた。そして、自己資本比率が銀行平均値である10.7%以上となっている229法人に係る割増適用減税額は11億4669万円(61.7%)となっていたり、利益剰余金の額が平均利益剰余金である8億8649万円以上となっている219法人に係る割増適用減税額は17億8151万円(95.9%)となっていたりなどしていた。

ア及びイのとおり、e-Taxデータを基に分析した割増適用金融機関277法人における割増適用減税額は計18億1472万円となっていたが、割増適用金融機関の多くについて、自己資本比率が銀行平均値である10.7%以上となっていたり、利益剰余金の額が平均利益剰余金である8億8649万円以上となっていたりなどしていて、その財務基盤は充実していると思料された。このように、財務基盤の強化を図るという割増特例の目的に照らして、割増特例の対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

(3) 貸倒引当金の特例の検証状況

繰入率特例については、政策評価の義務付け対象となっていなかったため、5省庁は政策評価を行つておらず、税制改正要望の際の検証も行っていなかった。一方、割増特例については、5省庁は政策評価法等に基づく検証及び税制改正要望の際の検証を行っていた。しかし、その内容をみると、割増特例の適用対象となる法人の財務基盤の強化に割増特例が及ぼす効果を直接示すと思料される指標は含まれていなかった。また、5省庁は税制改正要望書において国民の納得できる必要最小限の特別措置となっているかの検証を行つていなかった。

4 所見

特別措置は、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものであり、その効果を不斷に検証して真に必要なものに限定すべきであるとされている。

貸倒引当金の特例について、繰入率特例に係る適用実態調査が実施されていなかったため適用実績の把握が困難な場合もあるものの、繰入率特例においては、繰入限度額が合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあること、割増特例においては、その対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあることを踏まえ、5省庁は、引き続きその検証等の基礎となる適用実績の把握等に努めるなどして、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のも

のとなっているかなどの観点により検証を行い、国民に対する説明責任を的確に果たしていくことが望まれる。

また、財務省においても、貸倒引当金の特例について今後とも十分に検証していくことが望まれる。

本院としては、今後とも貸倒引当金の特例の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について、引き続き注視していくこととする。